

## 逗子市市税条例の一部改正の概要

### 1 趣 旨

平成31年3月27日に可決・成立した地方税法等の一部を改正する法律等（平成31年4月1日施行分）に対応するため、逗子市市税条例の一部を改正しました。

### 2 改正内容

#### (1) 固定資産税関係

- ・引用条項のズレを修正するなど文言の整理を行いました。

#### (2) 軽自動車税関係

- ・軽自動車税の重課の規定を整備します。

平成32年度以後の“軽自動車税”は“軽自動車税の種別割”となりますが、現行の“軽自動車税”の重課の規定を平成31年度限りとなるよう、条例の改正を行いました。

- ・軽自動車税の軽課の規定を整備します。

すでに終了した平成29年度分の軽課の規定を削除することに伴い、平成30年度及び平成31年度の軽課の規定の項番号の修正、引用条項のズレを修正するなど一部見直しを行いました。

### 3 施行日 平成31年4月1日

逗子市市税条例(昭和49年条例第35号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p data-bbox="338 419 537 448">逗子市市税条例</p> <p data-bbox="904 475 1117 501">昭和49年12月 9 日</p> <p data-bbox="904 528 1117 553">逗子市条例第35号</p> <p data-bbox="284 580 1095 655">(耐震基準適合住宅等に係る固定資産税の減額の適用を受けようとする場合の申告)</p> <p data-bbox="255 683 1106 943">第20条の4 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="255 970 1106 1321">2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p data-bbox="1232 419 1431 448">逗子市市税条例</p> <p data-bbox="1798 475 2011 501">昭和49年12月 9 日</p> <p data-bbox="1798 528 2011 553">逗子市条例第35号</p> <p data-bbox="1180 580 1991 655">(耐震基準適合住宅等に係る固定資産税の減額の適用を受けようとする場合の申告)</p> <p data-bbox="1151 683 2002 943">第20条の4 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="1151 970 2002 1321">2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

(固定資産税の納期)

第22条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 5月1日から同月末日まで

第2期 7月1日から同月末日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 2月1日から同月末日まで

2 固定資産税額(法第702条の7の規定によって都市計画税を合わせて徴収する場合においては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。)が4,000円未満の金額であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において当該税額の全部を徴収するものとする。

3 市長は、特別の事情がある場合において、前2項の納期により難いと認められるときは、当該各項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(固定資産税の納税義務に係る特例)

第24条の2 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の7に規定するものを含む。)であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの(以下「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって法第343条第1項の所有者とみなし、

(固定資産税の納期)

第22条 (略)

2 固定資産税額(法第702条の8の規定によって都市計画税を合わせて徴収する場合においては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。)が4,000円未満の金額であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において当該税額の全部を徴収するものとする。

3 (略)

(固定資産税の納税義務に係る特例)

第24条の2 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12に規定するものを含む。)であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの(以下「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって法第343条第1項の所有者とみなし、

当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附 則

7 法附則第16条第3項又は第4項の規定による公共施設整備が行われたものであることの認定を受けようとする者は、規則に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

26 法附則第15条及び第15条の8に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。

- (1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- (2) 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- (3) 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- (4) 法附則第15条第32項第1号イに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- (5) 法附則第15条第32項第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- (6) 法附則第15条第32項第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附 則

7 削除

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

26 法附則第15条及び第15条の8に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

- (4) 法附則第15条第33項第1号イに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- (5) 法附則第15条第33項第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- (6) 法附則第15条第33項第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

- (7) 法附則第15条第32項第1号ニに規定する条例で定める割合は、  
3分の2とする。
- (8) 法附則第15条第32項第1号ホに規定する条例で定める割合は、  
3分の2とする。
- (9) 法附則第15条第32項第2号イに規定する条例で定める割合は、  
4分の3とする。
- (10) 法附則第15条第32項第2号ロに規定する条例で定める割合は、  
4分の3とする。
- (11) 法附則第15条第32項第3号イに規定する条例で定める割合は、  
2分の1とする。
- (12) 法附則第15条第32項第3号ロに規定する条例で定める割合は、  
2分の1とする。
- (13) 法附則第15条第32項第3号ハに規定する条例で定める割合は、  
2分の1とする。
- (14) 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2  
とする。
- (15) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1  
とする。
- (16) 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2  
とする。
- (17) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とす  
る。

- (7) 法附則第15条第33項第1号ニに規定する条例で定める割合は、  
3分の2とする。
- (8) 法附則第15条第33項第1号ホに規定する条例で定める割合は、  
3分の2とする。
- (9) 法附則第15条第33項第2号イに規定する条例で定める割合は、  
4分の3とする。
- (10) 法附則第15条第33項第2号ロに規定する条例で定める割合は、  
4分の3とする。
- (11) 法附則第15条第33項第3号イに規定する条例で定める割合は、  
2分の1とする。
- (12) 法附則第15条第33項第3号ロに規定する条例で定める割合は、  
2分の1とする。
- (13) 法附則第15条第33項第3号ハに規定する条例で定める割合は、  
2分の1とする。
- (14) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2  
とする。
- (15)～(18) (略)

(18) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(軽自動車税の税率の特例)

27 法附則第30条第1項

\_\_\_\_\_に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この項から第27項の4までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第26条第2号アの規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

28 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を

(軽自動車税の税率の特例)

27 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この項から第30項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分

\_\_\_\_\_の軽自動車税に係る第26条第2号アの規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

29 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

30 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

31 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第28項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

28 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円



32 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

\_\_\_\_\_に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第29項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

33 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31

	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

29 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

30 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31

年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、附則第 30 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(平成 27 年度から平成 29 年度までの用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置の適用)

34 地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 18 条の規定に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について法附則第 18 条の 3 及び第 25 条の 3 の規定を適用しない。

年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 26 条第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

(平成 30 年度から平成 32 年度までの用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置の適用)

31 (略)